省　令

○文部科学省令第一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第五第三欄第二号の規定に基づき、学校保健統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十五日

文部科学大臣　馳　浩

学校保健統計調査規則の一部を改正する省令

学校保健統計調査規則（昭和二十七年文部省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「に定める学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に定める幼保連携型認定こども園」を加える。

第四条第一項第一号中「及び中等教育学校」を「、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第五条第一項第一号3中「脊柱（せき）」を「脊柱」に改め、「有無」の下に「並びに四肢の状態」を加える。

第七条第一項及び第二項中「及び高等専門学校」を「、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第一号3の改正規定は、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年文部科学省令第二十一号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の三ただし書の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

別表中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　クロルスロン

附　則

この省令は、平成二十八年三月十八日から施行する。

○経済産業省令第六号

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）の一部の施行に伴い、及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二条第十八項の規定に基づき、貿易保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

貿易保険法施行規則の一部を改正する省令

貿易保険法施行規則（平成十三年経済産業省令第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「おいて」の下に「「外国政府等」を、「海外投資」の下に「「海外事業資金貸付」を加え、「第二条第七項」を「第二条第五項、第十七項若しくは第十八項」に、「海外投資」を「外国政府等、海外投資、海外事業資金貸付」に改める。

第三条中「のいずれかに該当する」を「に掲げる海外事業資金貸付の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

一　法第二条第十八項第一号に掲げる海外事業資金貸付（外国政府等、外国法人又は外国人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に係るものに限る。）次のいずれかに該当する事業

イ　本邦法人又は本邦人が輸出する貨物を使用する事業であって、我が国の輸出市場の開拓又は確保に著しく寄与する事業

ロ　我が国にとって重要な資源の本邦外における開発及び取得の促進に資する事業

ハ　海外投資に係る事業であって、当該事業の促進が我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要な事業

二　法第二条第十八項第二号に掲げる海外事業資金貸付　本邦法人又は本邦人が輸出する航空機を使用する事業であって、我が国の輸出市場の開拓又は確保に著しく寄与する事業

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第十八号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十八年一月二十五日

総務大臣　山本　早苗

区分	額
物品等の調達契約	三千三百万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	二十四億七千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	二億四千万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	三千三百万円

○総務省告示第十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十五日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　平成二十七年度日米豪共同訓練等（グアム）実施部隊（航空自衛隊航空支援集団）

二　国外派遣期間　平成二十八年一月二十六日から平成二十八年三月八日まで

三　派遣人数（概数）　百人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国グアム準州及び北マリアナ諸島自治連邦区並びにそれらの周辺海空域

○総務省告示第二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十五日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　平成二十七年度日米豪共同訓練等（グアム）実施部隊（航空自衛隊航空総隊）

二　国外派遣期間　平成二十八年一月二十六日から平成二十八年三月八日まで

三　派遣人数（概数）　三百七十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国グアム準州及び北マリアナ諸島自治連邦区並びにそれらの周辺海空域